

吸収合併に関する事前開示書面
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に規定する
事前開示書面)

2022年2月17日
総合警備保障株式会社

2022年2月17日

各位

東京都港区元赤坂一丁目6番6号
総合警備保障株式会社
代表取締役 青山 幸 恭

総合警備保障株式会社（以下、「当社」）は、2021年6月8日付で締結いたしました合併契約書（以下、「本合併契約」）に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ALSOKリース株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」）を実施いたします。

これに伴い、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に従い、本日から本吸収合併の効力発生日後6ヶ月を経過する日まで、以下に掲げる事項を開示いたします。

1. 本合併契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

ALSOKリース株式会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号イ）

別紙2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第3号ハ）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社である当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則191条第6号）

本吸収合併効力発生日における当社の資産の額は、負債額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後における当社の収益状況及びキャッシュフローについて、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における当社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

吸収合併契約書

総合警備保障株式会社（以下「甲」という。）及びALSOKリース株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号 総合警備保障株式会社

住所 東京都港区元赤坂一丁目6番6号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号 ALSOKリース株式会社

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル

（合併に際して交付する金銭等）

第3条 甲は、乙の全株式を保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）を交付しない。

（合併の効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日は、令和4年4月1日とする。ただし、合併手続の進行上その他必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（資本金及び準備金の額）

第5条 本合併により甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

（株主総会）

第6条 本合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、存続会社及び消滅会社において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

（会社財産の承継）

第7条 乙は、令和4年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

(会社財産の管理等)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後合併効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

(従業員の取扱い)

第9条 甲は、効力発生日において、同日現在の乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。ただし、その処遇については、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

(解散の費用)

第10条 合併後、乙の解散に要する費用は、全て甲において負担するものとする。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第11条 本契約締結の日から合併効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

(本契約の効力)

第12条 本契約は、効力発生日の前日までに、甲又は乙の取締役会の決議による本契約及び合併に必要な事項に関する承認を得られないときは、その効力を失うものとする。

(本契約の規定外事項)

第13条 本契約に規定する事項以外に、合併に関して必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

以上の合意を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が各1通を所持するものとする。

令和3年 6月 8日

東京都港区元赤坂一丁目6番6号

(甲) 総合警備保障株式会社

代表取締役 青山 幸恭



東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル

(乙) ALSOKリース株式会社

代表取締役 飯塚 祐治



第25期報告書

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 報 告 書 謄 本

ALSOKリース株式会社

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の抑制などにより、厳しい状況が続きました。政府の経済対策の効果もあり一部で景気持ち直しの動きも見られましたが、緊急事態宣言の再発令など未だ収束時期が見通せない中で、先行きに対する不透明感が増す状況になっております。

リース業界におきましては、2020年度のリース取扱高は前年度比14.1%減少して4兆5,517億円(公益社団法人リース事業協会統計、速報値)となりました。

このような環境の中で当社は、売上高9,539百万円(前年比+3.9%)、経常利益446百万円(前年比+3.9%)を計上いたしました。

(2) 資金調達等についての状況

1) 資金調達

記載すべき重要な事項はありません。

2) 設備投資

基幹システムの改修を実施しております。

当事業年度 33百万円(当事業年度末リース資産140百万円)

(3) 直近3事業年度の損益の状況

(単位:百万円)

	第22期	第23期	第24期	第25期 (当事業年度)
売上高	8,395	9,065	9,184	9,539
経常利益	406	426	430	446
当期純利益	262	278	279	286
純資産	485	501	502	509
総資産	20,000	22,476	23,590	23,499
1株当たり当期純利益	131,057円00銭	139,201円95銭	139,569円81銭	143,047円48銭

(4) 対処すべき課題

1) ALSOKグループからのリース・レンタル契約獲得の強化

当社の契約は、総合警備保障株式会社を初めとするALSOKグループからの仲介に基づくことから、当社の利用率が低い事業所の利用率をいかにして上げていくかが、契約件数増加の課題の一つとなっており、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため実施できていなかった利用率が低い事業所および会社に対する勉強会を、リモートによる開催等を含め検討し、契約獲得を図ってまいります。なお、当社を利用した場合の営業員へのインセンティブを増やす方策を第 26 期より直轄会社に対しても実施しております。

2) 自社営業による契約獲得

契約の獲得拡大を図るため、グループ会社の協力会社に対して、リース・レンタルの提案を推進してまいります。

3) プロパー社員の採用推進

出向社員と派遣社員で構成される当社において、安定的な管理体制を維持するために、プロパー社員の採用・育成が課題でありましたので、第 25 期は2名の雇員を正社員に身分変更し、2名の派遣社員を正社員への登用を行いました。

4) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

時差出勤、緊急事態宣言に対応すべくテレワークの実施をしてまいりましたが、先行きに対する不透明感は拭えない状況にあり、事業活動に支障が生じないよう、継続して対応を図ってまいります。

(5) 主な事業内容

当社は 1996 年(平成 8 年)の創業以来、ALSOK グループの一員として警備業に関連した多種多様な案件に携わり、リースのノウハウを蓄積してまいり、防犯カメラ・出入管理装置・金庫・警備ロボット等の警備関連機器、自動火災報知器・非常放送設備等の防災設備、LED 照明・空調設備、AED 等の医療機器、OA 機器、各種車両等の豊富な取扱実績がございます。

これからも常に変化する時代のニーズに適うべく、ALSOK グループの強みを生かし、セキュリティ、ファシリティマネジメント、介護を中心としたリースニーズにお応えするとともに、新たな分野の開拓とより高い付加価値の創造を目指し、お客さまに選ばれるリース会社としてさらに成長をしていきたいと考えております。

(6) 事業所および使用人の状況

1) 事業所

本 社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

2) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
17名	+1名

注)1. 役員は含めており、派遣社員は含んでおりません。

注)2. 2021年3月31日の従業員数を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

当社の親会社は総合警備保障株式会社であり、同社は当社の株式を2,000株(100%)保有しております。

2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

(単位:百万円)

借入先	借入金額
総合警備保障株式会社	1,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行する株式の総数 8,000株

(2) 発行済株式の総数 2,000株

(3) 当事業年度末株主数 1名

(4) 株主名及び持株数

株主名	持株数(議決権比率)
総合警備保障株式会社	2,000株 (100%)

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼業の状況
代表取締役社長 代表取締役会長	飯塚 祐治 村井 豪	(非常勤) 総合警備保障株式会社 取締役専務執行役員 人事 総括担当(兼)総務・広報担当(兼)東京オリンピック・パラ ンピック推進本部推進担当
取締役	小野 誠司	(非常勤) 総合警備保障株式会社 執行役員 法人副担当 (兼)HOME ALSOK 担当
取締役 監査役	山口 泰弘 栗本 泰行	営業本部長(兼)営業管理部長 (非常勤) 総合警備保障株式会社 経理部長

注) 1. 2021年3月31日に村井 豪氏が代表取締役会長を辞任しており、2021年4月1日に穂苅 裕久氏が代表取締役会長に就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬の額

区 分	人数(延べ)	当事業年度に係る 報酬等の総額	株主総会で定められた 報酬限度額
取 締 役	4 人	22 百万円	70 百万円
監 査 役	1 人	-	5 百万円
計	5 人	22 百万円	75 百万円

(3) 役員の報酬等の額に関する方針の内容及び決定方法

当社は、株主総会の決議により、取締役については総額 70 百万円、監査役については総額 5 百万円を報酬限度額として決定しております。

取締役の定額報酬は役職別に定められており、賞与は役職別の定額に前期の職務執行に対する業績評価を考慮し、取締役会で決定しております。なお、他社から出向している取締役の役員報酬及び賞与については、出向元の定めに基づいて決定しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 氏名又は名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	7,000 千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	7,000 千円

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会社法第 340 条第 1 項各号に定める場合のほか、監督官庁から監査業務停止処分を受け

た場合その他の会計監査人の監査能力、専門的知見、信用力、監査報酬、継続監査年数、当社からの独立性、当社との利害関係、法令の遵守状況等を総合的に勘案して適正な監査の遂行が困難であると認められる場合に、取締役会において、会計監査人の解任又は不再任を決定し、必要な手続きを行います。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

会社法に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備(以下「内部統制システム」という。)」については、以下のとおりです。

(1) 取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) ALSOKグループの部門子会社として「綜警憲章」をあらゆる企業活動の前提といたします。
- 2) 「取締役会規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、職務権限を適切に分担させ、担当権限を超えるものについて決裁を義務づけることにより、職務の執行を監視いたします。
- 3) ALSOKグループの部門子会社として「ALSOKの企業倫理」を誠実な職務執行と倫理に基づく行動のための規範といたします。
- 4) 「コンプライアンス規程」を制定し、法令等の遵守に係わる体制を整備し、その活動状況について、必要に応じ取締役会に報告いたします。
- 5) 「ALSOKホットライン」を活用するなどして内部通報体制を確立するとともに、その適正な運用を図ります。
- 6) 取締役及び使用人に対する、法令並びに定款及び社内規則等に関する各種教育を適切に実施いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書、会計帳簿・計算書類その他業務の執行状況を示す主要な情報の取り扱いに関する規程を制定し、当該情報を適正に保存管理いたします。
- 2) 取締役及び監査役は、これらの情報をいつでも閲覧できるものといたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスク管理規程」を制定し、リスクの予測及び評価を行い、リスクの予防、軽減、移転その他必要な措置を講じ、又はリスク発生時の対処方法を定め、必要に応じ取締役会に報告いたします。
- 2) 「事業継続計画」を制定し、大災害や大事故、疫病の蔓延等の不測の事態発生時でも事業の継続や早期の復旧・再開ができる体制を構築いたします。

3)「情報資産管理規程」を制定し、情報資産を盗難、漏えい、改ざん、破壊、災害等の脅威から保護するための体制を構築し、必要に応じ取締役会に報告いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)経営目標に基づき年度経営計画を作成いたします。
- 2)年度経営計画については、毎月、取締役会に報告し、月次単位で進捗管理を行います。
- 3)「職務権限規程」を制定し、職務権限の分担により、効率的な意思決定を行います。
- 4)ITを活用した基幹業務システムにより事業処理を簡素化し、経営及び業務の合理化、効率化を図ります。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)親会社に設置の子会社管理専管部署に職務の執行に係る事項を報告するほか、親会社から取締役又は監査役の派遣を受入れ、親会社の指導、監督に従います。
- 2)当社の損失の危険に係る重要な情報については、親会社の子会社管理専管部署に報告し、親会社と連携してリスク対応を行います。
- 3)当社は、各種会議、社内電子掲示板等を通じて親会社と情報を共有するとともに、共通の業務システムの利用などを通じて業務の効率化を図る。親会社と当社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し適切に行います。
- 4)当社と親会社は、相互に連携してコンプライアンス活動の実施及び内部通報制度の運用を行うとともに、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、そのために必要な社内体制の整備、外部専門機関と連携等の取組みを行う。また、親会社と連携し、年一回の内部監査を実施いたします。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1)監査役は監査役の職務を補助すべき使用人の配置を求めることができるものとしたします。
- 2)当該使用人が監査役の補助業務にあたる際には、もっぱら監査役の指揮命令に従います。
- 3)取締役及び使用人は、監査役に対して、業務に関する重要な事項について報告するとともに、監査役から報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、監査役は、取締役会に出席し、必要に応じ意見を述べるものとしたしております。
- 4)取締役及び使用人は、親会社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- 5)監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利取り扱いを行うことを禁止いたしております。
- 6)監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を設け、監査役が当

該費用等の請求をしたときは適切に処理いたします。

7) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換又はヒアリングを行うとともに、定期的に会計監査人と意見交換会を開催いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

(1) 当事業年度は、15回の取締役会を開催し、経営上の重要な意思決定および職務執行の適切な監視を行っております。

(2) コンプライアンス意識の向上・浸透および不正行為の未然防止のために、役員・使用人を対象としたコンプライアンス教育・研修を実施しました。

なお、社内外の相談窓口の運用によりコンプライアンスの実効性確保を図っております。

(3) 重大なリスクの管理につきましては、リスク管理規程に基づき、取締役会に報告を行っております。

(4) 監査役は、取締役会への出席や取締役等からの事業の報告、代表取締役や会計監査人との意見交換を定期的に行い、実効的な監査を行っております。

なお、上記以外の内容につきましても、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適切かつ効率的な体制となるよう努めてまいります。

(単位：円)

損益計算書

〔 自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日 〕

売上高	9,539,773,472
売上原価	8,243,764,277
売上総利益	1,296,009,195
販売費及び一般管理費	334,883,343
営業利益	961,125,852
営業外収益	
受取保険金	1,415,600
雑収入	26,285,462
営業外収益合計	27,701,062
営業外費用	
支払利息	510,674,857
有形固定資産除却損	20,290,059
雑損失	10,975,198
営業外費用合計	541,940,114
経常利益	446,886,800
特別損失	9,529,250
税引前当期純利益	437,357,550
法人税、住民税及び事業税	152,596,600
法人税等調整額	△ 1,334,003
当期純利益	286,094,953

株主資本等変動計算書

(単位：円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000,000	25,000,000	30,000,000	347,048,872	402,048,872	502,048,872	502,048,872
当期変動額							
剰余金の配当				△ 279,138,000	△ 279,138,000	△ 279,138,000	△ 279,138,000
当期純利益				286,094,953	286,094,953	286,094,953	286,094,953
当期変動額合計	0	0	0	6,956,953	6,956,953	6,956,953	6,956,953
当期末残高	100,000,000	25,000,000	30,000,000	354,005,825	409,005,825	509,005,825	509,005,825

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

レンタル資産	6年
建物及び構築物	15～18年
工具、器具及び備品	5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引の収益の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(3) 割賦販売の会計処理

商品の引渡し時に販売価格の総額を売上高に計上しております。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権	128,350,736円
短期金銭債務	1,338,642,978円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

売上高	6,631,484,429円
営業費用	107,014,777円
営業取引以外の取引高	8,201,787円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
普通株式	2,000	—	—	2,000

2 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	279,138,000	139,569	2020年3月31日	2020年6月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月 日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月21日 定時株主総会	普通株式	286,094,000	利益剰余金	143,047	2021年3月31日	2021年6月21日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：円)
未払事業税	7,195,446
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,360,784
その他	223,192
繰延税金資産小計	10,779,423
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—
繰延税金資産合計	10,779,423

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

当社におけるファイナンス・リース取引は、すべて通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っているため、記載すべき事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用目的で金融商品を保有せず、余剰資金は運転資金に充当することを基本的な方針としております。

資金調達については、主に親会社である総合警備保障㈱からのグループ内借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引における不良債権の発生防止、優良取引先の選別、取引基盤の強化等を図っております。また、売上債権管理規程に従い、取引先ごとに債権の期日及び残高を管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、運転資金に係るものであります。借入金の金利については、固定金利のため、金利の変動リスクはありません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では経営計画を作成するなどの方法により管理しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、固定金利のため、金利の変動リスクはありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注)2参照)。

(単位:円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	603,581,523	603,581,523	—
(2) 売掛金	372,765,649	372,765,649	—
資産計	976,347,172	976,347,172	—
(1) 買掛金	98,670,837	98,670,837	—
(2) 短期借入金	1,000,000,000	1,000,000,000	—
(3) 未払金	2,878,198,632	2,878,198,632	—
(4) リース債務(*)	18,883,616,393	18,873,465,650	△10,150,743
負債計	22,860,485,862	22,850,335,119	△10,150,743

(*) リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

当事業年度末においては、売掛金のほとんどが1年以内の短期で決済されるものとなっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(円)	取引条件及び取引条件の決定方針	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当事業年度末日における残高(円)	取引条件の変更
総合警備保障(株)	(被所有)直接 100.0%	親会社	リース物件の調達	2,121,745,777	(注) 1	未払金 316,610,164	—
			リース取引による賃貸	5,666,380,921	(注) 2	売掛金 86,391,392	—
			出向者の受入	85,631,368	(注) 3	—	—
			資金の借入 利息支払	— 8,201,787	(注) 4	短期借入金 1,000,000,000 未払利息 4,408,064	—

(注) 1 当社は、取り扱うリース物件のうち、防犯カメラなどの一部商材について、親会社である総合警備保障(株)より調達しております。

2 当社は、取り扱うリース物件のうち、入金機などグループ外の業者から調達する商材について、親会社である総合警備保障(株)等の関連会社に、賃貸しております。

3 当社は、親会社である総合警備保障(株)より、出向者を受け入れており、当該出向者に係る人件費相当額を負担しております。

4 短期借入金は、親会社である総合警備保障(株)よりグループ内借入の形で調達したものであります。借入金の金利については、市場金利を勘案して、両社の協議により決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	254,502円91銭
2	1株当たり当期純利益金額	143,047円48銭

独立監査人の監査報告書


2021年5月27日

ALSOKリース株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岩崎 剛 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

上西 貴之 

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、ALSOKリース株式会社の 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの第 25 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

ALSOKリース株式会社

監査役

栗本 泰行

